

九州農政局駅館川農地整備事業所交渉  
(全農林労働組合おおいた分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時：令和5年6月14日(水) 17:20～17:40(20分)

2. 場 所：九州農政局駅館川農地整備事業所会議室

3. 出席者：

九州農政局駅館川農地整備事業所	三浦 弘喜	所長
同	松下 輝己	庶務課長
全農林労働組合おおいた分会	光永 尚生	副委員長
同	帯刀 孝光	財政部長
同	川崎 良人	職場代表 (班長)

4. 議題：労働諸条件の改善について 他  
(全農林労働組合おおいた分会提出 別添「要求書」)

5. 議事要旨

(松下庶務課長)

ただいまから、全農林労働組合おおいた分会からの要求に基づく交渉を開始します。

まず、本日の交渉に先立ちまして、国家公務員法第108条の5の規定に基づく予備交渉において取り決めた事項を報告いたします。

要求事項のうち「新たな労使関係の構築に関する基本方針」第3の1の(3)に定められた要件を満たし交渉対象とする事項は、

I 労働諸条件の改善について のうち

1. の「超過勤務命令の事前命令の徹底」について
2. の「より実効性のある超過勤務縮減策を実施すること」について
3. の事項について
4. の「セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底」について
5. の事項について
6. の事項について
7. の「雇用される障害者が無理なく、かつ安定的に働くことができる職場の整備を行うこと。また、障害者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること」について

## 8. の事項について

### II 新型コロナウイルス感染症対策について

1. の「職員の感染防止、健康保持のため、適宜、必要な措置を講じること」について

### III 福利厚生施策の充実について

### IV 人事評価制度について

それ以外の事項については、管理運営事項に該当することから交渉事項とはせず、要望事項として承るとの整理をいたしました。

これを前提として交渉を行います。

(光永副委員長)

本日は、私たち全農林おおいた分会組合員のため、このような交渉の場を設定していただいたことに感謝申し上げます。

また、日頃より業務運営の改善に向け、ご尽力頂いていることに敬意を表す。

さて、コロナ渦も4年目となる中、職場は連年に亘る定員削減から人員不足が最大の課題となっており、激甚化・頻発化する自然災害や防疫対応なども含め、極めて厳しい労働環境において、職員は昼夜を分かたず業務遂行に邁進しているところである。

そのような中、今回提出を行った「22全農林おおいた分会要求第2号」については、職員が安心して働くことができる職場環境の整備や、労働条件の改善等を要求事項として取りまとめたものである。

予備交渉において、一部当局の管理運営事項とのことから交渉対象外となった事項もあるが、それらの事項も含め、要求の実現に向け、最善を尽くしていただくようお願いする。

それでは、所長から「22全農林おおいた分会要求第2号」に対する回答をいただきたい。

(三浦所長)

要求事項回答の前に一言申し上げます。

日頃より組合員の皆様方には、国営駅館川農地整備事業の推進、並びに地域農業の振興・活性化のため、業務遂行に懸命に取り組んでいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

さて、今回の要求書のうち、交渉対象以外の事項につきましては、要望として承り、当方の人事管理運営の参考とさせていただきます。

それでは、提出された要求事項について回答いたします。

まず、『I労働諸条件の改善について』の要求のうち、1の事前の超過勤務命令を徹

底すること、2のより実効性のある超過勤務縮減策を実施すること及び3の超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限いっぱいまで超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、現場管理者に徹底することについてですが、超過勤務の縮減については、従来から重要な課題であると認識しており、職員の健康管理、また、コスト意識を持って効率的な業務運営を進めていく上で、極めて重要な事項であると考えています。

超過勤務を縮減するためには、計画的に業務を進めるとともに、適宜適切に業務体制の見直し等を行うことが重要と認識しております。業務の改善・効率化に向けた取組として、業務スケジュールの管理や業務分担の見直し等を行って業務の平準化を図るとともに、定例会においても、不要不急の超過勤務は行わない、やむを得ず超過勤務を命ずる場合も必要最小限の人員に止めるよう超過勤務縮減に積極的に取り組むよう指示してきたところです。

また、毎週水曜日及び金曜日の定時退庁日は、管理職員を通じて定時退庁の呼び掛けや課内会議等において業務運営の検証・見直しの検討を行うなどの取組を行ってきたところです。

なお、超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限まで超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、改めて管理職員に徹底したいと思います。

当事業所においては、業務及び工事の発注作業等が集中する時期でもあります。また、事業計画の変更作業も進めているところであり、今後、一層の超過勤務の縮減に向けて、引続き指導を徹底してまいります。

次に、4のセクシャル・ハラスメントやパワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底を図ることについてですが、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントの防止については、働きやすい職場環境を作る上で非常に重要なことと認識しております。

当事業所では、毎年実施されるハラスメント防止週間に併せて、ハラスメントに関するチェックシートの実施や職場（自習）研修を行うなど、ハラスメント防止に向け積極的に取り組んでいるところです。

特にパワーハラスメントについては、職場内秩序を乱し、正常な業務運営の障害とな

り得るとともに、上司から部下への言動によっては職員の勤労意欲を減退させ、ひいては、精神的な障害に陥る職員を発生させる要因にもなり得ますので、その防止対策の充実・強化に努めているところです。

今後とも引き続きセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止に積極的に取り組んでまいります。

次に、5の年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できる職場環境を整備することについてですが、年次休暇や夏季休暇の取得促進は、職員の健康管理、リフレッシュ面などに有効なものと考えており、年次休暇が計画的に取得しやすい環境づくりとして、年間の休暇計画表を作成し、特にゴールデンウィークや夏季休暇及び年末年始等については、年次休暇を利用し、連続休暇となるよう取得促進に努めています。

併せて、人事評価の事業所の業務目標として月1年休を掲げるとともに、管理職員が積極的に声かけするなどして、引き続き年次休暇の取得しやすい環境づくりに配慮したいと考えております。

さらに諸休暇につきましても、取得を希望する職員の担当業務が取得期間中支障なく遂行されるよう調整を行うなど、取得しやすい職場環境となるよう努めてまいります。

次に、6のワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。また、他の諸休暇や各種休業制度についても取得しやすい環境整備を図ることについてですが、ワークライフバランスについては、仕事と家庭の両立を図ることができるよう支援することが重要と認識しています。

「子育てとキャリアの両立支援プロジェクト」に基づき、「両立支援シート」により、育児、介護、不妊治療の状況や両立支援制度の利用についての意向を希望者から提出していただくよう周知しているところです。

育児、介護、不妊治療等の必要がある職員が安心して職務に取り組むことができ、取得を希望する職員の担当業務が取得期間中支障なく遂行されるよう、所内で業務情報を共有するなどの調整を行い、取得しやすい職場環境となるよう努めてまいります。

次に、7の障害者雇用について、雇用される障害者が、無理なく、かつ安定的に働くことができる職場環境の整備を行うこと。また、障害者・健常者が共に働きやすい職場

環境を構築することについてですが、障害者基本法、障害者基本計画（第4次）及び障害者の雇用の促進等に関する法律において「共生」や「社会連帯」の理念が掲げられ、これを基盤とし、障害者雇用の推進に向けた取組が進められています。

当事業所では、現在は障害者の方はいませんが、雇用された場合は、コミュニケーションを密にし、障害者・健常者が共に働きやすい職場環境となるよう努めてまいります。

次に、8の管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立することについてですが、明るく働きやすい職場環境づくりについては、日頃より業務を円滑かつ的確に進めていくために、日常的に上司と職員との間でコミュニケーションを取り、情報共有を図ることが必要不可欠と考えています。

また、職場内でのコミュニケーションを取りながら職場環境の改善を図ることにより、明るく風通しの良い職場となり、職員の仕事へのモチベーションも高まり、その結果として業務を円滑に進めることができます。引き続き各管理職員に対して職員とのコミュニケーションを積極的に図るよう指導してまいります。

次に、『Ⅱ新型コロナウイルス感染症対策について』の職員の感染防止、健康保持のため、適宜、必要な措置を講じることについてですが、新型コロナウイルス感染症対策については、令和5年5月8日より感染症法上の位置付けが、「5類感染症」に変更されましたが、職員の感染防止と健康保持のため、手指消毒、執務室の換気・消毒等基本的な感染対策は、継続して取り組む必要があると考えています。今後も基本的な感染症対策を継続するとともに、感染状況を注視しつつ職員の感染防止と健康保持に努めてまいります。

次に、『Ⅲ福利厚生施策の充実について』の農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」に基づき、駅館川農地整備事業所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる職場環境づくりを現場管理者が率先して行うことについてですが、職員のメンタルヘルス対策は大変重要な課題と考えております。

当事業所においても、省内統一の「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」及び「運用方針」に基づきメンタルヘルス対策を図り、「職員の心の健康づくり」の体制整備に努めてきたところであり、メンタルになって休職された方については、円滑に職場復帰ができるように「リハビリ出勤」や「試し出勤」等を実施し、管理監督者、人事担当者及び厚生担当者が連携して対応することとしております。

「農林水産省ストレスチェック制度実施要領」に基づき、年1回ストレスチェックを実施することとなっており、昨年11月に全職員を対象としてストレスチェックを実施したほか、メンタルヘルス対策の一環として職員情報掲示板に心身の健康状態に関する相談体制が掲載されたことなど、職員に周知を行っているところです。

また、何でも相談できる職場環境となるよう、管理職員に対して、日頃から職員との話し合いの場を設ける等、風通しの良い、コミュニケーションの十分とれる雰囲気づくりに努めるよう指導しており、今後とも、心の健康保持と病気の早期発見・早期治療、円滑な職場復帰と再発防止が図れるようメンタルヘルス対策に努めてまいります。

最後に、『Ⅳ人事評価制度』の期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ることについてですが、人事評価に伴う期首・期末面談にあたっては可能な限りきめ細かな指導を行うとともに、具体的な改善点や期待する行動等について助言を行うこととしており、今後とも話しやすい雰囲気のもとで適切な面談となるよう努めてまいります。

また、人事評価制度に関わらず、日常的なコミュニケーションは、組織内の意識の共有や業務改善等に繋がるほか、職場の実情を把握する上で最も基礎的な手段と認識しておりますので、被評価者とのコミュニケーションを積極的に図り、良好な信頼関係のもとで、十分に理解の得られる人事評価となるよう努めてまいります。

私からは以上です。

(光永副委員長)

所長からのただいまの回答は、現在の職場状況を踏まえた誠意あるものという風に受け止める。

今後とも職員が働きやすく、風通しの良い職場づくりに向け、ご尽力をお願いする。

(松下庶務課長)

それでは、これをもちまして交渉を終了いたします。

2023年5月18日

九州農政局 駅館川農地整備事業所  
所長 三浦 弘喜 殿

全農林労働組合おおいた分会  
委員長 工藤 修



## 要 求 書

コロナ禍も4年目となる中、公務・公共サービスや農林水産行政を推進する現場では、国民の信頼と期待に応えるべく昼夜を分かたず職務に邁進しており、組合員・職員が安心・安全に働くことのできる勤務環境の整備や必要な要員と適正な賃金・労働条件の確保等が喫緊の課題です。

私たちは、GDPも賃金も物価も安定的に上昇する経済へとステージを転換し、「未来づくり春闘」を深化させることが必要との認識のもと、「人への投資」と月例賃金の改善に向けて、連合2023 春季生活闘争に結集し取組を進めています。

一方、農林水産省においては、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた検討が進められていますが、職場は連年にわたる定員削減による要員不足と超過勤務の慢性化など、極めて厳しい労働環境にあります。

このような情勢の中、私たち組合員にとって切実かつ喫緊の課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。

貴職におかれては、組合員の生活を維持・改善し国民の期待に応える農林水産行政の円滑な推進を図るため、下記事項の実現に向けて最善を尽くされるよう強く要求します。

### 記

#### I 労働諸条件の改善について

1. 駅館川農地整備事業所として、「人材情報統合システム」による勤務時間管理及び超過勤務命令の事前命令を徹底し、適正な勤務時間管理を行うこと。  
特に、テレワーク・在宅勤務時における超過勤務の実態を精確に把握するよう必要な措置を講じること。  
また、超過勤務手当については全額支給すること。
2. 駅館川農地整備事業所として、超過勤務命令の上限時間の規制を完全に遵守するとともに、「他律的業務の比重の高い部署の指定」の見直しや上限規制の特例業務の厳格化を含む、より実効性のある超過勤務の縮減策を直ちに実施すること。

3. 駅館川農地整備事業所として、超過勤務の上限に関する措置によって、超過勤務の上限いっぱいまで超過勤務を命ずることができるとの誤った認識を持つことのないよう、現場管理者を徹底すること。
4. 駅館川農地整備事業所として、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントを職場から根絶するとともに、実効ある防止策の徹底及び相談員制度の機能化を図ること。
5. 駅館川農地整備事業所として、年次休暇や夏季休暇が計画的に取得できる職場環境を整備すること。
6. 駅館川農地整備事業所として、ワークライフバランスの確保や育児休業及び育児のための短時間勤務が取得しやすい職場環境の整備を図ること。  
また、他の諸休暇や各種休業制度についても取得しやすい環境整備を図ること。
7. 障害者雇用については、駅館川農地整備事業所として、雇用される障害者が、無理なく、かつ安定的に働くことができる職場環境の整備を行うこと。  
また、職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障害者・健全者が共に働きやすい職場環境を構築すること。
8. 駅館川農地整備事業所として、管理者と職員とのコミュニケーションを大切にし、明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。

## II 新型コロナウイルス感染症対策について

1. 駅館川農地整備事業所として、職員の感染防止、健康保持のため、労働組合との交渉・協議を踏まえて、適宜、必要な措置を講じること。
2. 駅館川農地整備事業所として、テレワークや出勤抑制等の実施中においても、日常的な職員とのコミュニケーションを通じて、管理職が業務の分担状況や進捗状況を的確に把握し、きめ細かな工程管理を行うこと。  
また、業務調整や応援体制の構築を図るなど、円滑な業務遂行に向けて必要な対策を行うこと。
3. 駅館川農地整備事業所として、在宅勤務に不可欠なツールとなるテレワーク用PCやネットワーク等の環境整備を図ること。

## III 福利厚生施策の充実について

「農林水産省職員の心の健康づくりのための運用方針について」に基づき、駅館川農地整備事業所におけるメンタルヘルス対策の充実・強化を図り、何でも相談できる

職場環境づくりを現場管理者が率先して行うこと。

#### IV 人事評価制度について

期首・期末面談にあたっては、評価結果が処遇に活用されることを十分認識し、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。

以 上